

県民グループ企画支援事業における企画の選考要領

1 選考委員会の構成

県民グループ企画支援事業における助成対象企画の採択の可否は、選考委員会により決定するものとし、選考委員会は、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課職員、佐賀県立男女共同参画センターの館長以下の職員及び外部委員等4名（以下、「選考委員」という。）で構成することとする。

2 選考基準の評価項目

選考にあたっては、次の項目について評価するものとする。

- ア 男女共同参画の視点があり、男女共同参画の推進につながる取組であるか。
- イ 企画内容にグループの独自性や新たな取組があるか。
- ウ 県民の関心を集め、事業効果を県民や地域社会が広く受けることができるか。
- エ 準備から企画実施、実績報告まで、グループが主体的に実施できる体制であるか。
- オ 企画内容及び経費見積が具体的で実施可能であるか。

3 選考基準の評価項目毎の配点

選考基準の評価項目毎に、各選考委員が、大いに認められる場合は「5」、かなり認められる場合は「4」、認められる場合は「3」、あまり認められない「2」、全く認められない「1」の5段階評価を行う。

4 採択の基準

各評価項目において、全選考委員の得点の合計が満点の6割以上に達した企画を採択の対象とし、得点の上位から順に選考委員が規定の採択数により採択を決定する。

5 選考について

選考は、募集締切日までに所定の申込書を提出された企画について行い、当該年度の採択予定数を超える場合は、採択しないことができることとする。